福祉専門職向け

豊川市 個別避難計画作成マニュアル

©いなりん

令和５年４月版

豊川市福祉部障害福祉課
介護高齢課

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
ことばの説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１．計画作成依頼書の内容確認・・・・・・・・・・・・・　３
２．計画作成の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３．要支援者・ご家族等との面談・・・・・・・・・・・・　３
４．地域支援者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５．計画（案）の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
６．地域調整会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
７．計画（完成版）の作成・・・・・・・・・・・・・・・　８
８．計画完成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
９．避難訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
１０．計画作成委託料の請求・・・・・・・・・・・・・・　９
１１．計画の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

様式・資料集

個別避難計画について（入門編）　・・・・・・・・・１１
地震発生時の避難行動フロー・・・・・・・・・・・・１７
マップあいち操作説明・・・・・・・・・・・・・・・１８
地域支援者になってください（チラシ）　・・・・・２２
個別避難計画記入例・・・・・・・・・・・・・・・・２３
避難者台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
豊川市避難所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
地域調整会議の流れ（シナリオ）　・・・・・・・・２９
計画作成委託料請求書ひながた・・・・・・・・・・３１

はじめに

平成２３年の東日本大震災では、多くの高齢者や障害者が犠牲となりました。この教訓を踏まえ、平成２５年の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者の名簿の作成が義務付けられました。令和３年５月の災害対策基本法の改正においては、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という）に対して、ひとりひとりの避難支援のための計画である個別避難計画（以下「計画」という）の作成が市町村の努力義務となりました。

計画の作成については、市、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）、自主防災会、民生委員、町内会等が連携する必要があります。

☆はじめて計画を作成される福祉専門職の方へ☆

計画の作成の取り掛かる前に、「個別避難計画について（入門編）」（様式・資料集 11 ページ）をご覧ください。なぜ計画の作成が必要なのか、計画作成の流れ、避難所開設のタイミングなど、計画を作成するうえで知っておくべきことが記載されています。

ことばの説明

・避難行動要支援者　（１ページ　　はじめに）

災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への自力避難が困難で、第三者の支援が必要な方。

・自主防災会　　（１ページ　　はじめに）

自らの地域を守るために、主に町内会単位で組織された団体。

・マップあいち　（３ページ　　２．計画作成の準備）

愛知県が保有するさまざまな地理情報を電子地図の上にわかりやすく表示しているもの。

インターネットで検索可能であり、個別避難計画の作成では、ハザードの確認で活用する。操作方法については「マップあいち操作説明」（様式・資料集 18 ページ）参照。

・地域支援者　　（３ページ　　４．地域支援者の選定）

要支援者に対する普段からの見守りや、災害時に情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく方。

・**指定避難所**　　（5 ページ　　５．計画（案）の作成）
　自宅が被災された方や災害により帰宅が困難になった方が一時的に滞在することを目的とした施設。

・**避難者台帳**　　（5 ページ　　５．計画（案）の作成）
　自宅避難、車中避難を含む避難者の世帯の代表者が記入し、避難所に提出することで避難者登録され、生活支援が受けられる。

・**高齢者等避難（警戒レベル３）**　　（4 ページ　　５．計画（案）案の作成）
　避難に時間を要する人（高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児等）とその支援者が安全な場所に避難することを促すために発令されるもの。

・**避難指示（警戒レベル４）**　　（２６ページ　　個別避難計画記入例）
　速やかに安全な場所に避難することを促すために発令されるもの。

・**緊急安全確保（警戒レベル５）**　　（２６ページ　　個別避難計画記入例）
　災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令されるもの。すでに災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる必要がある。

１．　計画作成依頼書の内容確認

要支援者が計画の作成について同意すると、市担当者が福祉専門職への「豊川市避難行動要支援者個別避難計画作成依頼書」を作成し、送付します。

要支援者の居住地のハザードマップ危険情報、地域支援者の情報、担当民生委員の情報など、計画を作成するうえで必要な情報が記載されていますので、内容を確認しましょう。

※各法人、事業所等ではじめて計画を作成していただく際は、市と委託契約を結んでいただく必要があります。契約の手続きについては、市担当者から各法人、事業所等の契約事務担当の方へご案内させていただきます。

２．　計画作成の準備

インターネットでマップあいちを検索し、要支援者の自宅のハザードの状況を確認します。マップあいちの検索方法については、「マップあいち操作説明」（様式・資料集 18 ページ）を参考にしてください。家屋の位置が特定できないなど、お困りの際は市担当者までご相談ください。

これまで作成したケアプラン・サービス利用計画などから活用できそうな情報の整理などを行い、要支援者・ご家族との面談に備えた準備を行います。

３．　要支援者・ご家族等との面談

要支援者、ご家族等と計画の内容について話し合うため、面談の日程調整を行います。聞き取り内容については「個別避難計画記入例」（様式・資料集 23 ページ）を参考にしてください。計画の様式に沿って、避難時に支援が必要なことや地域支援者の有無、避難場所等についてヒアリングを実施します。

避難場所の候補地がハザード上危険な場所でないか、インターネットでマップあいちを検索し確認します。風水害の指定避難所であっても、浸水深の状況から避難所の２階へあがらなければ危険な場合もあります。特に、避難場所の候補にあがっている親族・知人宅等が近所の場合は、要支援者宅の浸水深と同様の危険が予測される可能性が高いです。

４．　地域支援者の選定

地域支援者不在であるが避難時に支援してほしいことがある場合、要支援者・ご家族等へ近隣の方で支援を依頼できそうな方がいるかどうか確認します。依頼できそうな方がいる場合、要支援者またはご家族等から地域支援者の依頼をします。近所にお住まいの親戚の方、日頃から挨拶やお裾分けをする間柄の方等に相談してみましょう。

地域支援者の依頼をする際は、「地域支援者になってください」（様式・資料集22ページ）のチラシを活用されるよう、要支援者・ご家族等へ案内してください。

避難時に支援してほしいことがあるが、近隣に支援を依頼できる方がおらずお困りの際は、市担当者までご相談ください。町内会、自主防災会、民生委員等から地域支援者情報を入手し、市から福祉専門職の方へ情報提供を行います。

５．　計画（案）の作成

要支援者・ご家族等との面談内容をもとに、計画（案）を作成します。記載内容については、「個別避難計画記入例」（様式・資料集23ページ）を参考にしてください。計画（案）を作成したら、市担当者へ提出します。提出方法については特に指定はありません(ほいっぷ、メール、窓口での提出等)。担当課で計画内容の確認を行い、避難方法や避難場所について助言があれば福祉専門職の方へお伝えします。

計画内容の検討期間は、２週間程度必要です。

☆計画作成のポイント☆

【２ページ　支援が必要なこと、支援の要否】

・要支援者のことを知らない方が計画をみても理解しやすいように、具体的にどのような支援が必要なのかわかりやすい言葉で記載します。

・避難のために、近隣の施設等から支援を受ける(車いすを借りる等)場合は、地域支援者(その他)の項目に施設名や連絡先を記載します。

※事前に施設等から許可を得る（事前予約をしておく）必要があります。

【３ページ　避難経路、避難方法、特記事項、今後の課題】

◎避難経路記載方法（例）

《手書きで経路を記載する》

「個別避難計画記入例」を参考に、自宅から避難先までの経路、目印になる建物などを記載しましょう。

《インターネットで Yahoo!地図、Google マップ、などを検索し、印刷》

Yahoo!地図、Google マップ等で自宅から避難先までの経路を検索

⇩

検索した自宅から避難先までの経路の図を印刷し、個別避難計画の避難経路の枠に入るよう切り貼りする。

⇩

経路がわかるよう、矢印や“自宅”“避難先”など必要事項を記入する。

《その他》

「個別避難計画記入例」のようにイラスト等組み合わせて避難経路を作成していただくなど、方法は自由です。

- 避難先については、インターネットでマップあいちを検索し、ハザード上安全であることを確認します。
- 避難先は、居住性よりも自宅からの距離の近さを優先しましょう。命を守ることを第一に考えます。
- 指定避難所等への避難は、複数箇所想定せず一ヵ所に絞りましょう。危険の少ない移動ルートを決定し、実際に避難する際に避難場所や避難ルートを迷わないようにしておきましょう。
- 在宅避難の場合は、「避難者台帳」（様式・資料集 27 ページ）を活用しましょう。指定避難所に提出することで避難者登録され、生活支援が受けられます。様式は、市ホームページからダウンロードが可能です。防災センターで配布している「防災対策Ver.7」の裏表紙にも様式が掲載されています。

◎ハザードごとの注意点

《地震》

・倒木やがれきで道路が塞がれている可能性があるため、車を使用しない避難方法を検討しましょう。

・地震発生時の避難行動については、「【参考】地震発生時の避難行動フロー」（様式・資料集 17 ページ）を参考にしましょう。

《土砂災害》

・風水害時には開設されない避難所があります。「豊川市避難所一覧」（様式・資料集 28 ページ）を参考にしてください。

・垂直避難では土砂災害に巻き込まれる可能性があります。事前に自宅以外の場所へ避難する計画を立てましょう。

・事前に避難をする場合は、徒歩に限らず車での移動も検討しましょう。

《風水害》

・風水害時には開設されない避難所があります。「豊川市避難所一覧」（様式・資料集 28 ページ）を参考にしてください。

・事前に避難をする場合は、徒歩に限らず車での移動も検討しましょう。

・ハザードの対象が高潮、洪水の場合は、お体の状況や自宅の構造に応じて、自宅での垂直避難を検討してもよいでしょう。

◆垂直避難検討の目安

◇浸水深５０ｃｍ以下
　自宅の１階で過ごして問題ありません。

◇浸水深５０ｃｍ～１ｍ
　２階への垂直避難を検討してもよいでしょう。

◇浸水深１～３ｍ
　自宅の構造によっては２階への垂直避難でも命を守ることができるかもしれませんが、可能な限り自宅から避難する方法を検討しましょう。

◇浸水深３ｍ以上
　２階まで浸水する恐れがあり、家屋が倒壊する危険性もあるため、垂直避難は適していません。

・ハザードの対象が津波の場合は、浸水深に関係なく津波の危険がない地点まで事前に避難することを検討しましょう。津波の場合は、５０cm の浸水深であっても足元をすくわれる危険があり、家屋倒壊の危険もあります。

◎検討課題が残った時

・地域支援者に支援をお願いしたいことがあったが、地域支援者が見つからなかった、本来自宅以外の場所へ避難することが望ましい状況だが要支援者・ご家族等の希望により自宅避難の計画となった等、完璧な計画とならない場合があります。“現時点での最善策”となるよう計画を作成していただけば問題ありません。

　検討課題が残った場合は、計画の「今後の課題」に記載しておきましょう。状況に変化があり課題がクリアできる状況になったら、計画の内容を更新しましょう。

【４ページ　私の備え、家族や地域支援者との関わり】

・台風発生から川の氾濫や土砂災害が発生するまでを想定し、必要な備えを記載します。
・要支援者のことを知らない方がみてもわかるように、“誰が”とる行動なのかわかるように記載しましょう。
・要支援者の避難のタイミングは、「高齢者等避難」発令時が基本です。「高齢者等避難」の時点では、河川の増水は進んでおらず、氾濫が予想される河川の橋を渡って避難することも可能です。
・氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報の発令については、本市は豊川のみが対象です。

６．　地域調整会議の開催

　支援方法や避難先等について関係者で確認することを目的に地域調整会議を開催します。家族のみで避難の対応が可能な場合など、地域調整会議を開催する必要がない場合もあります。地域調整会議の開催について迷われる場合は、市担当者までご相談ください。

　会議の開催に向けて、日程と会議の開催場所の調整を行います。想定される地域調整会議の出席者は、要支援者、ご家族、福祉専門職、地域支援者、民生委員、自主防災会等です。市担当者も出席することが望ましい場合は、ご相談ください。また、自宅での開催が難しく、会場にお困りの場合なども市担当者までご相談ください。

　会議当日は、「地域調整会議の流れ（シナリオ）」（様式・資料集 29 ページ）を参考に会議を進行します。危機管理課から助言があった場合はそのことについても話し合い、計画の内容に反映させます。地域支援者にお願いする避難の支

援はあくまでも可能な範囲での支援であり、災害発生時は地域支援者自身の安全を一番に考えて行動していただくことを出席者間で共通認識として確認しておきます。

計画内容の確認が済んだら避難訓練実施の有無について検討します。後日避難訓練を実施することが可能そうな場合は、実施予定時期、どの災害についての訓練を行うかを確認しておきます。要支援者が参加しての訓練が難しい場合は、関係者のみで避難先を下見しておくことをおすすめします。

地域でも避難訓練が開催される場合があるため、地域の避難訓練に参加を希望される場合は市へ開催予定の有無や開催時期を確認する旨お伝えください。

「避難訓練実施計画書」「避難訓練実施報告書」については、市担当者が福祉専門職の方へ聞き取りを行い、市担当者で作成をします。

要支援者が避難訓練の参加を希望しない場合は、強制するものではありません。

後日、市へ「地域調整会議議事録」を提出するため、会議の内容をメモしておきます。

7.　計画（完成版）の作成

危機管理課からの助言、地域調整会議で話し合われた内容をもとに計画（案）を修正し、個別避難計画を完成させます。個別避難計画（完成版）を作成したら、地域調整会議議事録とあわせて市へ提出します。担当課で個別避難計画の最終確認を行います。必要に応じて内容の修正を依頼する場合があります。

8.　計画完成

市担当者より最終確認完了の連絡が入ったら、計画の複製を２部用意し、１部を要支援者またはご家族へ渡し、１部を要支援者の緊急情報キットに入れます。市担当者から福祉専門職の方へ要支援者宛ての計画送付文を提供しますので、計画の複製とあわせてお渡しをお願いします。

地域支援者、民生委員、自主防災会へは、市から計画の複製を送付します。

福祉専門職の方も複製を保管し、担当者変更の際などは引継ぎを行ってください。

９．　避難訓練の実施

計画の実効性を検証するため、可能な範囲で避難訓練を実施します。

地域調整会議議事録に“避難訓練実施予定”と記載があった場合、市担当者が福祉専門職の方へ内容を聞き取りながら「避難訓練実施計画書」を作成します。避難訓練の内容や準備でお困りの際は、市担当者までご相談ください。

訓練実施後に行う反省会が地域調整会議の場となり、計画の内容に修正が必要になる場合があります。その際は、内容を修正した計画書を市担当者までご提出ください。

「避難訓練実施報告書」についても「避難訓練実施計画書」と同様に市担当者が作成しますので、訓練の内容をメモしておきます。

※要支援者・ご家族等が希望しない場合は、強制するものではありません。

１０，　計画作成委託料の請求

計画が完成したら、市へ計画作成委託料の請求書を提出しましょう。計画作成委託料は、お一人につき７，０００円です。請求書は任意の様式、または「計画作成委託料請求書ひながた」（様式・資料集 30 ページ）を使用し作成してください。

１ヵ月以内に、同事業所内で計画が完成した方が複数いる場合は、１枚の請求書でまとめてご請求いただくことも可能です。

請求書は、計画作成から１ヵ月以内を目途に提出をお願いします。

１１．　計画の更新

完成した個別避難計画の内容に変更があった際は、計画の内容を修正し、市へ提出してください。新規作成時と同様、修正した個別避難計画の複製を２部用意し、１部を要支援者またはご家族へ渡し、１部を要支援者の緊急情報キットに入れます。

計画を作成するうえでお困りのことがありましたら、

いつでも障害福祉課または介護高齢課までご相談ください！

連絡先

豊川市福祉部　障害福祉課　障害支援係
電話 0533-89-2131
E-mail: shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

介護高齢課　高齢者支援係
電話 0533-89-2105
E-mail：kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp

FAX （両課共通）0533-89-2137